

同業・仲間・社内増改築相談員資格者の要請 消費者への信頼性拡大へ



愛知県建築組合連合会

〒462-0844 名古屋市北区清水5-6-9
TEL (052) 910-0608 FAX (052) 910-0609

増改築相談員 新規・更新 研修会のご案内

◆増改築相談員制度のPR

- ①各種関連編集協力誌等に増改築相談員の広告を掲載しています。
- ②登録者名簿が住宅リフォーム紛争処理センターのホームページから検索できます。
また、登録者名簿は、全国都道府県、各市町村、地方住宅センター等の関係団体等の窓口にありますので、誰でも閲覧できます。
- ③リフォームを計画している消費者が、住宅リフォーム紛争処理センターの『FAX情報サービス』により、相談員の登録者名簿が情報提供されます。
- ④増改築相談員のPR用パンフレットを各都道府県の住宅相談所、住宅金融支援機構の本支店等で消費者に配布しています。

記

拝啓、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設産業における厳しい現況の中で、新築工事の先細りに対して、リフォーム市場は着実に成長していきと考えられます。

増改築相談員制度は、消費者に対して安心して相談できる体制を強化するために、(公益財団法人)住宅リフォーム・紛争支援センターが、昭和60年に創設しました。

登録者数、現在全国で約14,000人の増改築相談員が、住まいのリフォームコンサルタントとして大活躍しています。

増改築相談員制度とは、住宅建築に関する十分な経験を有するとともに、リフォーム工事の特性に応じた設計・施工・費用の見積もりなどの専門的な知識はもちろんのこと、公的資金の融資、高齢者に応じたリフォーム、耐震性向上のためのリフォームなど、常に新しい知識を身につけておく必要があり、新築工事又はリフォーム工事に関する実務経験10年以上有する者(施工管理、工事監理、施工、企画、設計、積算等、技術分野に携わっていること※営業は不可)が、当財団の企画したカリキュラムの研修会に参加して考査に合格した者が増改築相談員として登録しているものです。

つきましては、増改築相談員研修会実施団体、愛知県建築組合連合会では、本制度における増改築相談員登録者の普及に努め、出来るだけ消費者が相談しやすい窓口を構築するために、また建築事業者の皆様がお客様に信頼と安心をもってリフォーム事業が推進していけるよう取り組んでおりますので、この機会に増改築相談員資格取得をご検討いただくことをお願い申し上げます。

敬具

社会問題となっている悪徳リフォーム事業者、
消費者は信頼できるリフォーム工事の専門家を強く求めています。

増改築相談員 **新規** ・ **更新** 研修会のご案内

主 催：（公益財団）住宅リフォーム・紛争処理支援センター

実施団体：愛知県建築組合連合会

〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目6番9号

電 話 052-910-0608

FAX 052-910-0609



増改築相談員は、住宅の新築工事またはリフォーム工事に関する実務経験が10年以上（単なる営業を除く）を有している方を対象に、（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターが企画したカリキュラムの研修会に参加し、考査に合格して登録した者です。住宅をリフォームすることを考えている消費者からの相談に誠実に対応するとともに、必要に応じて積極的に助言などを行い、住宅のリフォームの健全な普及を促進します。また、消費者の要請に応じて、住宅リフォームの具体的計画や見積り等を行います。



現在、全国で約18,000の方が増改築相談員として登録されています。

また、住宅リフォーム支援施策が急速に整備されつつあり、住宅リフォームについての知識と技術を有する信頼できる人材が強く求められています。そのため、増改築相談員の活躍の場が一層広がるものと期待されています。この機会に、組合の皆様も増改築相談員資格を取得して有効にご活用してください。

介護保険・住宅改修申請「理由書作成」が認められている！

区分	日程 2018年（平成30年）	定員	受講料	
新規	11月11日（日） AM 9時15分～PM 6時40分	30名	会員 26,000円	会員外 32,000円
更新	11月11日（日） PM 2時40分～PM 6時40分	50名	会員 20,000円	会員外 26,000円

※受講料には、テキスト代（新規8,200円 更新3,600円）と5年間登録料6,480円が含まれています。

1. 会 場 国保組合会館 三階 大会議室（公共交通機関でお越し下さい）
名古屋市北区清水五丁目6番9号 電話052-910-0608

2. 受講資格 住宅の新築工事又はリフォーム工事の設計、工事等に関する業務の実務経験が10年以上あること。

※「単なる営業」は、実務に含みませんので注意してください。

3. 申込方法 I、増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書

(記入例を参考にして略さずに楷書で正確に記載して下さい)

II、顔写真 縦 4.5cm 横 3.5cm 1枚/正面脱帽、半身像 6ヶ月以内のもの

(更新対象者は写真裏面に氏名、登録番号を記入)

上記 I、II、申込書類に必要事項を記載のうえ、顔写真、受講料を添えて申込して下さい。受講料は下記口座に振り込みをお願い致します。なお、欠席等した場合でも、納入された受講料は返却致しません。

(振り込み料は貴殿にてご負担願います)

名古屋銀行 黒川支店 普通預金 3417556
愛知県建築組合連合会 会長 尾崎立司 宛

4. 申込締切 平成30年10月31日までに

5. 新規研修 (7時間30分) の更新研修 (3時間30分)、講習科目及び時間

受付 新規 9時～ / 更新 14時～

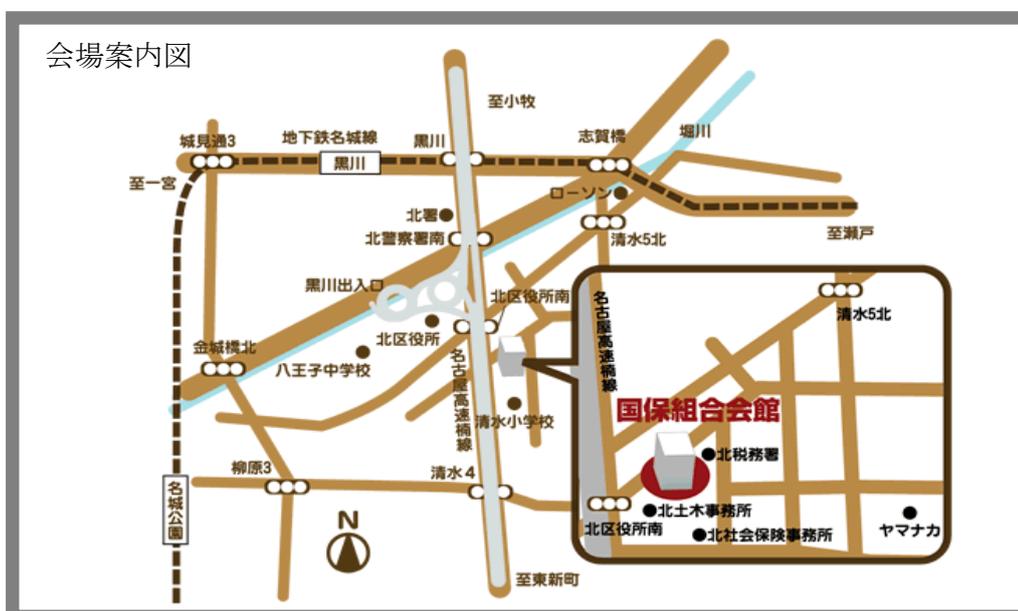
	時間割	所定時間	研修内容
新規	9:15～10:15 (60分) 休10	60	総論・相談・工事の進め方
	10:25～12:10 (105分)	100	性能向上リフォーム等
	昼休憩 50		
	13:00～13:40 (40分)	40	住宅の基礎知識/耐震性向上リフォーム/高齢化対応住宅リフォーム/省エネルギーリフォーム/シックハウス対策
更新	13:40～14:30 (50分) 休10	40	住宅の点検と補修
	14:40～15:10 (30分)	30	設備のリフォーム
	14:40～15:10 (30分)	30	最近のトピック
	15:10～15:55 (45分) 休15	45	関連法規・制度等
	16:10～16:40 (30分)	30	関連融資・住宅の税金
	16:40～17:25 (50分) 休15	45	トラブル事例とその対応
17:40～18:10 (30分)	30	介護保険における住宅改修・実務解説	
18:10～18:40 (30分)	30	考査	

※テキストは(財)住宅リフォーム紛争処理センター作成の冊子を科目ごとに使用します。

6. 当日の持参品

(1)受講票 (開催日前に送付いたします) (2)筆記用具

昼食は各自でご準備して下さい



増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 御中(登録制度運営者)

御中(研修会実施者)

受付番号 No. _____

※裏面をよく読み、枠内に記入してください

平成 年 月 日
<p>私は、増改築相談員の研修会を申し込むとともに登録を申請します。</p> <p>申請の内容に真実と相違することが判明した場合及び相談等業務にあたり著しく不誠実な行為をした場合には、登録を抹消されても異存ありません。</p> <p style="text-align: right;">申請者氏名(自署)</p>

「増改築相談員 研修会受講申請書 兼 登録申請書」にご記入いただいた個人情報は、資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施者で共同利用します。下記の個人情報に変更が生じた場合は、速やかに「増改築相談員 登録変更届」により申請してください。
別記様式－8裏面

申請区分 (○を付けてください。)	新 規 ・ 更 新 ・ 再 登 録	登録番号 (更新・再登録のみ記入)	
研修会会場	愛知建連国保組合会館 3F	研修会年月日	平成 30 年 11 月 11 日
登 録 事 項	名簿への 公開希望	裏面の「個人情報の取扱い」を確認し、登録者名簿への公開について、次のいずれかに○をつけてください。 a. 勤務先の公開を希望 b. 自宅の公開を希望 c. 公開を全く希望しない	
	フリガナ	性 別	男 ・ 女
	氏 名	生年月日	大正 昭和 年 月 日 平成
	勤務先名称 及所属(課名まで)	(役職名を公開希望の方は役職名も記入してください)	
	勤務先住所	〒 ー	TEL ー ー FAX ー ー
	自宅住所 (携帯電話優先)	〒 ー	TEL ー ー FAX ー ー
	e-mail アドレス (携帯電話 可)	@	
(主なものに○)	勤務先 分類	1. 大工 2. 工務店 3. 専門工事会社 4. 住宅会社 5. 建設会社 6. リフォーム専業 7. 住設機器メーカー 8. 設計事務所 9. その他()	
	職務分類	1. 施工管理 2. 工事監理 3. 施工 4. 企画 5. 設計 6. 積算 7. その他()	
建築等に関する 資格 (保有資格に○)	1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. マンション管理士 5. 建築施工管理技士 6. 建築設備士 7. マンションリフォームマネージャー 8. インテリアコーディネーター 9. インテリアプランナー 10. 福祉住環境コーディネーター 11. キッチンスペシャリスト 12. その他()		
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があること がわかるように記入) (新規の方のみ記入)	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)
	昭和・平成 年 月		

「増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書」等について

1. 記入上の注意

- ・ 表面の太枠内に黒のボールペンを用いて楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 現在勤務されていない方は、勤務先の欄に「なし」と記入してください。
- ・ 勤務先と自宅の住所、TEL、FAXが同一の場合は、自宅の欄にそれぞれ「勤務先と同じ」と記入してください。

2. 受講資格に関する記入要領

受講資格に係る申請者の実務経歴については、「住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する10年の実務経験」が確認できるよう、下記のように住宅の新築又はリフォーム工事に関して、どのような業務に従事していたかを具体的に記入してください。

	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があることがわかるように記入) (新規の方のみ記入)	昭和・平成 63年 4月	(有)△△工務店に入社	大工職に従事
	昭和・平成 2年 2月	××リフォーム(株)リフォーム部入社	戸建て住宅のリフォーム工事の施工管理
	昭和・平成 9年 4月	(株)〇×工務店に入社	戸建て住宅の新築およびリフォーム工事の施工管理
	昭和・平成 20年 7月	現在に至る	
	昭和・平成 年 月		

<業務内容の例>

「増改築相談員研修会受講申込書兼登録申請書」の職務分類に記載されている施工管理、工事監理、施工、企画、設計、積算の業務

<業務内容欄に記載されたもので内容が不明確な例>

- ・ 役職名 (例: 代表取締役) のみを記載
- ・ 工事名称 (例: 〇〇邸リフォーム工事) のみを記載
- ・ 所属部課名 (例: 建築部、工事部) のみを記載
- ・ 業種 (例: リフォーム事業、内装工事業) のみを記載

3. 個人情報の取扱いについて

表面に記入した個人情報は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの個人情報保護方針に基づき、以下のとおり取り扱います。

1) 個人情報の利用目的

資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施団体で共同利用します。

2) 個人情報の第三者への提供

リフォームを行う消費者への情報提供を目的とした登録者名簿を作成し、都道府県、市町村等へ配布するとともに、当財団のホームページにて公開します。公開する情報は、次のとおりです。

- a. 勤務先の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、勤務先(会社)の名称・所属・住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- b. 自宅の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、自宅の住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- c. 公開を全く希望しない方は、当財団への登録はされますが、配布用の登録者名簿やホームページには掲載されません。なお、「公開を全く希望しない」を選択した場合でも、消費者等から貴殿が登録者かどうかの照会があった場合、増改築相談員であるか否かについては回答します。

3) 個人情報の開示請求等への対応

登録者本人から個人情報の開示、訂正、追加、削除等について申し出があった場合はこれに対応します。ただし、市町村合併等の行政による住所変更があった場合は、当財団にて登録情報を変更させていただくことがあります。

4. その他

- ・ 再登録の場合は、登録番号が新しくなります。

増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書(記入例)

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 御中(登録制度運営者)

御中(研修会実施者)

受付番号 No. _____

※裏面をよく読み、枠内に記入してください

平成 29 年 7 月 / 日

私は、増改築相談員の研修会を申し込むとともに登録を申請します。

申請の内容に真実と相違することが判明した場合及び相談等業務にあたり著しく不誠実な行為をした場合には、登録を抹消されても異存ありません。

申請者氏名(自署) 住宅太郎

「増改築相談員 研修会受講申請書 兼 登録申請書」にご記入いただいた個人情報は、資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施者で共同利用します。下記の個人情報に変更が生じた場合は、速やかに「増改築相談員 登録変更届」により申請してください。

申請区分 (○を付けてください。)	新規 <input checked="" type="radio"/> 更新・再登録		登録番号 (更新・再登録のみ記入)
研修会会場	〇〇〇 研修センター		研修会年月日 平成 29 年 7 月 15 日 ~ 7 月 16 日
名簿への 公開希望	裏面の「個人情報の取扱い」を確認し、登録者名簿への公開について、次のいずれかに○をつけてください。 a. 勤務先の公開を希望 b. 自宅の公開を希望 c. 公開を全く希望しない		
フリガナ	ジユウ タク タロウ	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 ・ 女
氏名	住宅太郎	生年月日	大正 <input checked="" type="radio"/> 昭和 43 年 5 月 6 日 平成
勤務先名称 及所属機関名まで	(株) O X 工務店 <small>(役職名を公開希望の方は役職名も記入してください)</small>		
勤務先住所	〒XXXX-XXXX 〇〇県 〇〇市 △△町 1-2-3	TEL	012-XXX-6789
		FAX	012-XXX-6788
自宅住所 (携帯電話優先)	〒XXXX-XXXX 〇〇県 〇〇市 XX 町 4-5-6	TEL	090-XXXX-4567
		FAX	012-XXX-3456
e-mail アドレス (携帯電話可)	XXXX @ jutaku.com		
一分類表 の 表	勤務先 分類	1. 大工 ② 工務店 3. 専門工事会社 4. 住宅会社 5. 建設会社 6. リフォーム專業 7. 住設機器メーカー 8. 設計事務所 9. その他()	
	職務分類	① 施工管理 2. 工事監理 3. 施工 4. 企画 5. 設計 6. 積算 7. その他()	
建築等に関する 資格 (保有資格に○)	1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. マンション管理士 ⑤ 建築施工管理技士 6. 建築設備士 7. マンションリフォームマネジャー 8. インテリアコーディネーター 9. インテリアプランナー 10. 福祉住環境コーディネーター 11. キッチンスペシャリスト 12. その他()		
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があるこ とがわかるように記入) (新規の方のみ記入)	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)
	昭和・平成 63 年 4 月	(有) △△ 工務店 に入社	大工職に従事
	昭和・平成 2 年 2 月	XX リフォーム(株) リフォーム部 に入社	戸建て住宅のリフォーム工事 の施工管理
	昭和・平成 9 年 4 月	(株) O X 工務店 に入社	戸建て住宅の新築および リフォーム工事の施工管理
	昭和・平成 29 年 7 月	現在に至る	
昭和・平成 年 月			

公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理センター

増改築相談員 新規・更新 研修会カリキュラム基準

1～10 新規研修

5～10 更新研修

講師カリキュラム (案)

科 目		担当講師	研修時間 注1)		
1	一般知識編 1 総論・相談・工事の進め方	尾崎立司	60	60分以上 9:15~10:15	休10
2	一般知識編 2 性能向上リフォーム等 住宅の基礎知識/耐震性向上リフォーム/高齢化対応住宅 リフォーム/省エネルギーリフォーム/シックハウス対策	稲垣光治	105	100分以上 10:25~12:10	昼休50
3	一般知識編 2 住宅の点検と補修	藤松士朗	40	40分以上 13:00~13:40	
4	一般知識編 2 設備のリフォーム	藤松士朗	50	40分以上 13:40~14:30	休10
			255分	4時間(240分)	70
5	最新情報編 最近のトピック	佐合孝史	30	30分以上 14:40~15:10	
6	最新情報編 関連法規・制度等	佐合孝史	45	45分以上 15:10~15:55	休15
7	最新情報編 関連融資・住宅の税金	住宅金融 支援機構	30	30分以上 16:10~16:40	
8	最新情報編 トラブル事例とその対応	山中隆弘	45	45分以上 16:40~17:25	休15
9	介護保険における住宅改修・実務解説	山中隆弘	30	30分以上 17:40~18:10	
10	考 査	事務局	30	30分以上 18:10~18:40	
			210分	3時間30(210分)	30
合 計			465分	7時間30分以上	

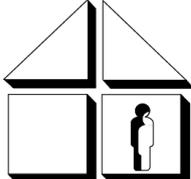
増改築相談員 看板・ステッカー申込書

申込日30年 月 日

種目	金額	数量	合計
1. 増改築相談員看板	6,500円 (送料税込)		
2. 増改築相談員ステッカー 3枚	600円 (送料税込)		
合計金額			
氏名		電話番号	
住所			

FAX 052-910-0609

1. 増改築相談員看板 (A4サイズ)



住宅のリフォーム
安心して相談できる

増改築相談員

有効期限：平成 年 月 日

氏名

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

2. 増改築相談員ステッカー (1セット3枚)



愛知県建築組合連合会 〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目6番9号
TEL 052-910-0608 FAX 052-910-0609

取引銀行／名義 愛知県建築組合連合会 名古屋銀行 黒川支店 (普通)3417556

更新研修受講者各位

平成30年 9月 吉日

愛知県建築組合連合会

〒462-0844 名古屋市北区清水5-6-9

TEL (052) 910-0608 FAX (052) 910-0609

HP : www.aichikenchiku.org

E-mail : info@aichikenchiku.org

増改築相談員 **更新** 研修会のご案内

増改築相談員資格は現代社会の建設産業のニーズに適応した、客先より大変信頼の高い資格です。各自治体において増改築相談員窓口の普及が進んでいる中で、平成25年度よりカリキュラム、教材の見直しによって、登録研修会費用が引き下げられました。

また、5年の期日が過ぎて更新されずに一度やめてしまうと再取得は新規となりますので、現在登録されている皆様においては、更新の手続を必ず行っていただきますようお願い申し上げます。

FAX番号 052-910-0609

記

お世話になります。

ご案内の通り、増改築相談員更新研修会が11月11日(日)に開催されます。

平成30年度更新該当者の皆様は平成31年3月31日までに研修会を受講して更新手続きを行わなければ登録切れとなりません。

つきましては、FAXにて受講確認をさせていただきます。

同封の別記様式-7、増改築相談員研修会受講申込書兼登録申請書に必要事項をご記入いただきまして、FAX後必ず原本郵送、研修会費用を下記の口座へ振込みいただきますようお願い申し上げます。

なお、申請書には必ず写真(4.5×3.5㌢)を添えて郵送頂きますようお願い申し上げます。

【振込先】

名義人：愛知県建築組合連合会

(株)名古屋銀行 黒川支店 (店番113) 普通 3417556

《その他》受講の取消しにつきましては、事務処理上受講料の払い戻しは致しませんのでご了承ください。

愛知県建築組合連合会
〒462-0844 名古屋市北区清水5-6-9
TEL (052) 910-0608 FAX (052) 910-0609

増改築相談員 **更新**研修会について 更新希望受講確認書

必ずFAXで前もって更新の有無をご連絡してください。

氏名	
住所	〒 TEL FAX
増改築相談員 更新研修会	更新登録を (する ・ しない)

※どちらかに○印してFAXしてください。

FAX番号

052-910-0609

記

さて、増改築相談員を登録されておられます皆様においては、日頃よりリフォーム市場で、大変活躍されておられることとご推察申し上げます。

つきましては、増改築相談員資格の登録年数5年間の有効期限が参りましたので、お手数ですが更新の研修会受講手続を(同封申込用紙)行っていただくことをお願い申し上げます。

また、受講申込について、まず本用紙にて受講の有無の確認を行いたいと存じますので、お手数ですが受講をご希望される方は上記に記入して本用紙をこのままFAX送信してください。その後、締切日までに受講申込書に写真を添えて郵送していただくことお願い申し上げます。

増改築相談員資格は現代社会の建設産業のニーズに適応した、客先より大変信頼の高い資格です。

リフォネット等の活用者も増加し、増改築相談員窓口の普及も進んで参りました。一度やめてしまうと再取得は新規の扱いとなりますので、現在登録されている皆様においては、出来るだけ更新の手続を行っていただきますことをお願い申し上げます。

社会問題となっている悪徳リフォーム事業者、
消費者は信頼できるリフォーム工事の専門家を強く求めています。

増改築相談員 **更新**研修会のご案内

主催：(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター

実施団体：愛知県建築組合連合会

〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目6番9号

電話 052-910-0608

FAX 052-910-0609



時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
貴殿は、住宅のリフォーム工事（増改築、模様替え、修繕など）に関し、安心して相談できる『増改築相談員』に登録されておられますが、登録有効期限がまもなく満了となります。

わが愛知県建築組合連合会では、(財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターと連携して増改築相談員登録更新研修会を、下記要項で開催致します。

時節柄ご多忙とは存じますが、新たな建築情勢知識の向上に役立てて頂きますよう、研修会に参加し更新登録手続きをして頂きたく、ご案内申し上げます。



介護保険・住宅改修申請「理由書作成」が認められている！

区分	日程 2018年 (平成30年)	定員	受講料	
更新	11月11日(日) 14時40分～18時40分 (受付 14時00分～)	50名	会員 20,000円	会員外 26,000円

※受講料には、テキスト代（新規 8,000円 更新 3,500円）と5年間登録料 6,300円が含まれています。

1. 会場 国保組合会館 三階 大会議室 (公共交通機関でお越し下さい)
名古屋市北区清水五丁目6番9号 電話052-910-0608

2. 受講資格 「増改築相談員」に登録されている方

3. 申込方法 I、増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書

(記入例を参考にして略さずに楷書で正確に記載して下さい)

II、顔写真 縦 4.5cm 横 3.5cm 1枚/正面脱帽、半身像 6ヶ月以内のもの

(写真裏面に氏名、登録番号を記入)

上記 I、II、申込書類に必要事項を記載のうえ、顔写真、受講料を添えて申込して下さい。受講料は下記口座に振り込みをお願い致します。

なお、欠席等した場合でも、納入された受講料は返却致しません。

(振り込み料は貴殿にてご負担願います)

名古屋銀行 黒川支店 普通預金 3417556 愛知県建築組合連合会 会長 尾崎立司 宛

4. 申込締切 平成30年10月31日までに

5. 更新研修(3時間30分)の講習科目及び時間 ※受付14時00分～

	時間割	所定時間	研修内容
全日	14:40～15:10 (30分)	30	最新情報編 最近のトピック
	15:10～15:55 (45分)	45	最新情報編 関連法規・制度等
	16:10～16:40 (30分)	30	最新情報編 関連融資・住宅の税金
	16:40～17:25 (45分)	45	最新情報編 トラブル事例とその対応
	17:40～18:10 (30分)	30	介護保険における住宅改修・実務解説
	18:10～18:40 (30分)	30	考査

※テキストは(財)住宅リフォーム紛争処理センター作成の冊子を科目ごとに使用します。

6. 当日の持参品

- (1)受講票 (開催日前に送付いたします) (2)筆記用具

昼食は各自でご準備して下さい



増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 御中(登録制度運営者)

御中(研修会実施者)

受付番号 No. _____

※裏面をよく読み、枠内に記入してください

平成 年 月 日
私は、増改築相談員の研修会を申し込むとともに登録を申請します。 申請の内容に真実と相違することが判明した場合及び相談等業務にあたり著しく不誠実な行為をした場合には、登録を抹消されても異存ありません。
申請者氏名(自署)

「増改築相談員 研修会受講申請書 兼 登録申請書」にご記入いただいた個人情報は、資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施者で共同利用します。下記の個人情報に変更が生じた場合は、速やかに「増改築相談員 登録変更届」により申請してください。
別記様式－8裏面

申請区分 (○を付けてください。)	新 規 ・ 更 新 ・ 再 登 録	登録番号 (更新・再登録のみ記入)		
研修会会場	愛知建連国保組合会館 3F	研修会年月日	平成 30 年 11 月 11 日	
登 録 事 項	名簿への 公開希望	裏面の「個人情報の取扱い」を確認し、登録者名簿への公開について、次のいずれかに○をつけてください。 a. 勤務先の公開を希望 b. 自宅の公開を希望 c. 公開を全く希望しない		
	フリガナ	性 別	男 ・ 女	
	氏 名	生年月日	大正 昭和 平成 年 月 日	
	勤務先名称 及所属(課名まで)	(役職名を公開希望の方は役職名も記入してください)		
	勤務先住所	〒 —	TEL — — FAX — —	
	自宅住所 (携帯電話優先)	〒 —	TEL — — FAX — —	
	e-mail アドレス (携帯電話 可)	@		
(主なものに○)	勤務先 分類	1. 大工 2. 工務店 3. 専門工事会社 4. 住宅会社 5. 建設会社 6. リフォーム専業 7. 住設機器メーカー 8. 設計事務所 9. その他()		
	職務分類	1. 施工管理 2. 工事監理 3. 施工 4. 企画 5. 設計 6. 積算 7. その他()		
建築等に関する 資格 (保有資格に○)	1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. マンション管理士 5. 建築施工管理技士 6. 建築設備士 7. マンションリフォームマネージャー 8. インテリアコーディネーター 9. インテリアプランナー 10. 福祉住環境コーディネーター 11. キッチンスペシャリスト 12. その他()			
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があることがわかるように記入) (新規の方のみ記入)	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)	
	昭和・平成 年 月			
	昭和・平成 年 月			
	昭和・平成 年 月			
	昭和・平成 年 月			

「増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書」等について

1. 記入上の注意

- ・ 表面の太枠内に黒のボールペンを用いて楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 現在勤務されていない方は、勤務先の欄に「なし」と記入してください。
- ・ 勤務先と自宅の住所、TEL、FAXが同一の場合は、自宅の欄にそれぞれ「勤務先と同じ」と記入してください。

2. 受講資格に関する記入要領

受講資格に係る申請者の実務経歴については、「住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する10年の実務経験」が確認できるよう、下記のように住宅の新築又はリフォーム工事に関して、どのような業務に従事していたかを具体的に記入してください。

受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があることが わかるように記入) (新規の方のみ記入)	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)
	昭和・平成 63年 4月	(有)△△工務店に入社	大工職に従事
	昭和・平成 2年 2月	××リフォーム(株)リフォーム部入社	戸建て住宅のリフォーム工事の 施工管理
	昭和・平成 9年 4月	(株)〇×工務店に入社	戸建て住宅の新築およびリ フォーム工事の施工管理
	昭和・平成 20年 7月	現在に至る	
	昭和・平成 年 月		

<業務内容の例>

「増改築相談員研修会受講申込書兼登録申請書」の職務分類に記載されている施工管理、工事監理、施工、企画、設計、積算の業務

<業務内容欄に記載されたもので内容が不明確な例>

- ・ 役職名 (例：代表取締役) のみを記載
- ・ 工事名称 (例：〇〇邸リフォーム工事) のみを記載
- ・ 所属部課名 (例：建築部、工事部) のみを記載
- ・ 業種 (例：リフォーム事業、内装工事業) のみを記載

3. 個人情報の取扱いについて

表面に記入した個人情報は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの個人情報保護方針に基づき、以下のとおり取り扱います。

1) 個人情報の利用目的

資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施団体で共同利用します。

2) 個人情報の第三者への提供

リフォームを行う消費者への情報提供を目的とした登録者名簿を作成し、都道府県、市町村等へ配布するとともに、当財団のホームページにて公開します。公開する情報は、次のとおりです。

- a. 勤務先の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、勤務先(会社)の名称・所属・住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- b. 自宅の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、自宅の住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- c. 公開を全く希望しない方は、当財団への登録はされますが、配布用の登録者名簿やホームページには掲載されません。なお、「公開を全く希望しない」を選択した場合でも、消費者等から貴殿が登録者かどうかの照会があった場合、増改築相談員であるか否かについては回答します。

3) 個人情報の開示請求等への対応

登録者本人から個人情報の開示、訂正、追加、削除等について申し出があった場合はこれに対応します。ただし、市町村合併等の行政による住所変更があった場合は、当財団にて登録情報を変更させていただくことがあります。

4. その他

- ・ 再登録の場合は、登録番号が新しくなります。

増改築相談員 更新研修会カリキュラム基準

科 目		研修時間 注1)		
1	最新情報編 最近のトピック	30	30分以上 14:40～15:10	
2	最新情報編 関連法規・制度等	45	45分以上 15:10～15:55	休15
3	最新情報編 関連融資・住宅の税金	30	30分以上 16:10～16:40	
4	最新情報編 トラブル事例とその対応	45	45分以上 16:40～17:25	休15
5	介護保険における住宅改修・実務解説	30	30分以上 17:40～18:10	
6	考 査	30	30分以上 18:10～18:40	
		210	3時間30(210分)	30
合 計		7時間30分以上		

注1) 各科目について、上記表に定める時間以上の研修を行ってください。

注2) 科目は、更新研修会カリキュラムと同じです。科目の順番は、1で始まり、6で終わるようにしてください。科目1～5の順番は、講師等の都合で変えていただいても結構です。

同業・仲間・社内増改築相談員資格者の要請 消費者への信頼性拡大へ

愛知県建築組合連合会

〒462-0844 名古屋市北区清水5-6-9

TEL (052) 910-0608 FAX (052) 910-0609

増改築相談員 新規 研修会のご案内

◆増改築相談員制度のPR

- ①各種関連編集協力誌等に増改築相談員の広告を掲載しています。
- ②登録者名簿が住宅リフォーム紛争処理センターのホームページから検索できます。
また、登録者名簿は、全国都道府県、各市町村、地方住宅センター等の関係団体等の窓口にありますので、誰でも閲覧できます。
- ③リフォームを計画している消費者が、住宅リフォーム紛争処理センターの『FAX情報サービス』により、相談員の登録者名簿が情報提供されます。
- ④増改築相談員のPR用パンフレットを各都道府県の住宅相談所、住宅金融支援機構の本支店等で消費者にはいふしています。
- ⑤増改築相談員専門資格者を広くPRするために、登録研修機関団体のHPにて登録者を掲載させていただきます。

記

拝啓、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、建設産業における厳しい現況の中で、新築工事の先細りに対して、リフォーム市場は着実に成長していきと考えられます。

増改築相談員制度は、消費者に対して安心して相談できる体制を強化するために、(財)住宅リフォーム・紛争支援センターが、昭和60年に創設しました。

登録者数、現在全国で約18,250人(平成20年4月現在)の増改築相談員が、住まいのリフォームコンサルタントとして大活躍しています。

増改築相談員制度とは、住宅建築に関する十分な経験を有するとともに、リフォーム工事の特性に応じた設計・施工・費用の見積もりなどの専門的な知識はもちろんのこと、公的資金の融資、高齢者に応じたリフォーム、耐震性向上のためのリフォームなど、常に新しい知識を身につけておく必要があり、新築工事又はリフォーム工事に関する実務経験10年以上有する者(施工管理、工事監理、施工、企画、設計、積算等、技術分野に携わっていること※営業は不可)が、当財団の企画したカリキュラムの研修会に参加して審査に合格した者が増改築相談員として登録しているものです。

つきましては、増改築相談員研修会実施団体、愛知県建築組合連合会では、本制度における増改築相談員登録者の普及に努め、出来るだけ消費者が相談しやすい窓口を構築するために、また建築事業者の皆様がお客様に信頼と安心をもってリフォーム事業が推進していけるよう取り組んでおりますので、この機会に増改築相談員資格取得をご検討いただくことをお願い申し上げます。

敬具

社会問題となっている悪徳リフォーム事業者、
消費者は信頼できるリフォーム工場の専門家を強く求めています。

増改築相談員 **新規** 研修会のご案内

主 催：（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センター

実施団体：愛知県建築組合連合会

〒462-0844 名古屋市北区清水五丁目6番9号

電 話 052-910-0608

FAX 052-910-0609



増改築相談員は、住宅の新築工事またはリフォーム工事に関する実務経験が10年以上（単なる営業を除く）を有している方を対象に、（公財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターが企画したカリキュラムの研修会に参加し、考査に合格して登録した者です。住宅をリフォームすることを考えている消費者からの相談に誠実に対応するとともに、必要に応じて積極的に助言などを行い、住宅のリフォームの健全な普及を促進します。また、消費者の要請に応じて、住宅リフォームの具体的計画や見積り等を行います。



現在、全国で約 18,000 人の方が増改築相談員として登録されています。

また、住宅リフォーム支援施策が急速に整備されつつあり、住宅リフォームについての知識と技術を有する信頼できる人材が強く求められています。そのため、増改築相談員の活躍の場が一層広がるものと期待されています。この機会に、組合の皆様も増改築相談員資格を取得して有効にご活用してください。

介護保険・住宅改修申請「理由書作成」が認められている！

区分	日程 2018年（平成30年）	定員	受講料	
新規	11月11日(日) AM 9時15分～PM 6時40分	30名	会員 26,000円	会員外 32,000円

※受講料には、テキスト代（新規 8,000円 更新 3,500円）と5年間登録料 6,300円が含まれています。

1. 会 場 国保組合会館 三階 大会議室（公共交通機関でお越し下さい）
名古屋市北区清水五丁目6番9号 電話052-910-0608

2. 受講資格 住宅の新築工事又はリフォーム工事の設計、工事等に関する業務の実務経験が10年以上あること。

※「単なる営業」は、実務に含みませんので注意してください。

3. 申込方法 I、増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書

(記入例を参考にして略さずに楷書で正確に記載して下さい)

II、顔写真 縦 4.5cm 横 3.5cm 1枚/正面脱帽、半身像 6ヶ月以内のもの
(更新対象者は写真裏面に氏名、登録番号を記入)

上記 I、II、申込書類に必要事項を記載のうえ、顔写真、受講料を添えて申込して下さい。
受講料は下記口座に振り込みをお願い致します。なお、欠席等した場合でも、納入された受講料は返却致しません。

(振り込み料は貴殿にてご負担願います)

名古屋銀行 黒川支店 普通預金 3417556
愛知県建築組合連合会 会長 尾崎立司 宛

4. 申込締切 平成30年10月31日までに

5. 新規研修(7時間30分)の更新研修(3時間30分)、講習科目及び時間

受付 新規 9時～ / 更新 14時～

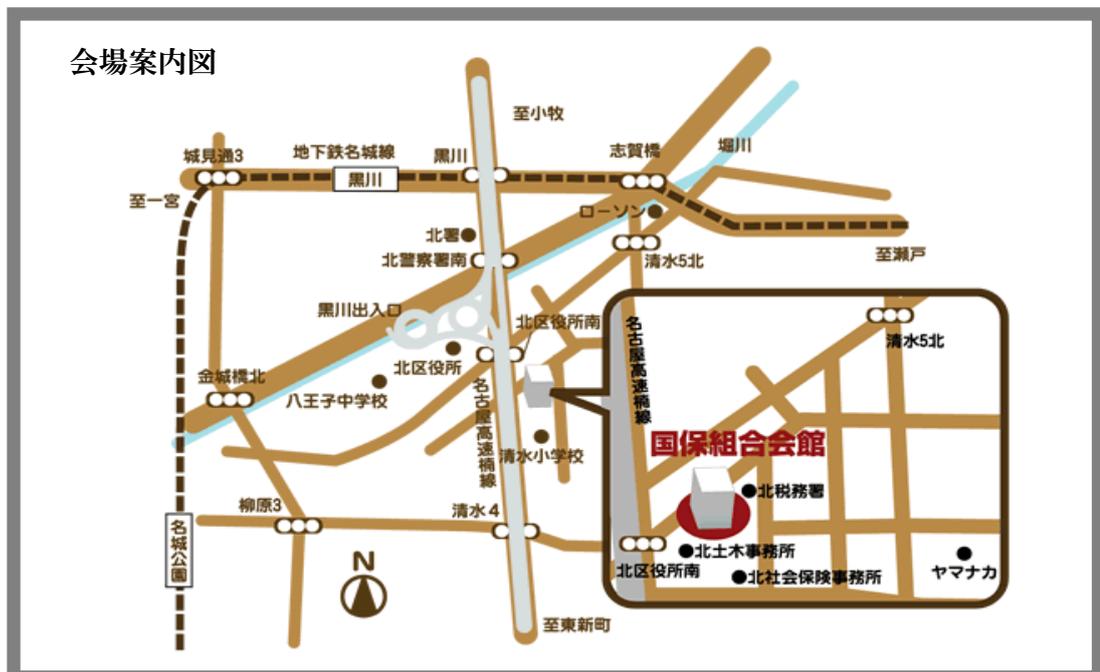
	時間割	所定時間	研修内容
新規	9:15～10:15 (60分) 休10	60	総論・相談・工事の進め方
	10:25～12:10 (105分)	100	性能向上リフォーム等 住宅の基礎知識/耐震性向上リフォーム/高齢化対応住宅リフォーム/省エネルギーリフォーム/シックハウス対策
	昼休憩 50		
	13:00～13:40 (40分)	40	住宅の点検と補修
更新	13:40～14:30 (50分) 休10	40	設備のリフォーム
	14:40～15:10 (30分)	30	最近のトピック
	15:10～15:55 (45分) 休15	45	関連法規・制度等
	16:10～16:40 (30分)	30	関連融資・住宅の税金
	16:40～17:25 (50分) 休15	45	トラブル事例とその対応
	17:40～18:10 (30分)	30	介護保険における住宅改修・実務解説
	18:10～18:40 (30分)	30	考査

※テキストは(財)住宅リフォーム紛争処理センター作成の冊子を科目ごとに使用します。

6. 当日の持参品

(1)受講票 (開催日前に送付いたします) (2)筆記用具

昼食は各自でご準備して下さい



増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 御中(登録制度運営者)

御中(研修会実施者)

受付番号 No. _____

※裏面をよく読み、枠内に記入してください

平成 年 月 日
私は、増改築相談員の研修会を申し込むとともに登録を申請します。 申請の内容に真実と相違することが判明した場合及び相談等業務にあたり著しく不誠実な行為をした場合には、登録を抹消されても異存ありません。
申請者氏名(自署)

「増改築相談員 研修会受講申請書 兼 登録申請書」にご記入いただいた個人情報は、資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施者で共同利用します。下記の個人情報に変更が生じた場合は、速やかに「増改築相談員 登録変更届」により申請してください。
別記様式－8裏面

申請区分 (○を付けてください。)	新規・更新・再登録	登録番号 (更新・再登録のみ記入)		
研修会会場	愛知建連国保組合会館 3F	研修会年月日	平成 29 年 11 月 19 日	
登録事項	名簿への公開希望	裏面の「個人情報の取扱い」を確認し、登録者名簿への公開について、次のいずれかに○をつけてください。 a. 勤務先の公開を希望 b. 自宅の公開を希望 c. 公開を全く希望しない		
	フリガナ	性別	男 ・ 女	
	氏名	生年月日	大正 昭和 平成	年 月 日
	勤務先名称 及所属(当課名まで)	(役職名を公開希望の方は役職名も記入してください)		
	勤務先住所	〒 —	TEL — — FAX — —	
	自宅住所 (携帯電話優先)	〒 —	TEL — — FAX — —	
	e-mail アドレス (携帯電話 可)	@		
(主なもの) 分類表	勤務先分類	1. 大工 2. 工務店 3. 専門工事会社 4. 住宅会社 5. 建設会社 6. リフォーム専業 7. 住設機器メーカー 8. 設計事務所 9. その他()		
	職務分類	1. 施工管理 2. 工事監理 3. 施工 4. 企画 5. 設計 6. 積算 7. その他()		
建築等に関する資格 (保有資格に○)	1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. マンション管理士 5. 建築施工管理技士 6. 建築設備士 7. マンションリフォームマネージャー 8. インテリアコーディネーター 9. インテリアプランナー 10. 福祉住環境コーディネーター 11. キッチンスペシャリスト 12. その他()			
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があることがわかるように記入) (新規の方のみ記入)	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)	
	昭和・平成 年 月			
	昭和・平成 年 月			
	昭和・平成 年 月			
	昭和・平成 年 月			

「増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書」等について

1. 記入上の注意

- ・ 表面の太枠内に黒のボールペンを用いて楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 現在勤務されていない方は、勤務先の欄に「なし」と記入してください。
- ・ 勤務先と自宅の住所、TEL、FAXが同一の場合は、自宅の欄にそれぞれ「勤務先と同じ」と記入してください。

2. 受講資格に関する記入要領

受講資格に係る申請者の実務経歴については、「住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する10年の実務経験」が確認できるよう、下記のように住宅の新築又はリフォーム工事に関して、どのような業務に従事していたかを具体的に記入してください。

	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があることがわかるように記入) (新規の方のみ記入)	昭和・平成 63年 4月	(有)△△工務店に入社	大工職に従事
	昭和・平成 2年 2月	××リフォーム(株)リフォーム部入社	戸建て住宅のリフォーム工事の施工管理
	昭和・平成 9年 4月	(株)〇×工務店に入社	戸建て住宅の新築およびリフォーム工事の施工管理
	昭和・平成 20年 7月	現在に至る	
	昭和・平成 年 月		

<業務内容の例>

「増改築相談員研修会受講申込書兼登録申請書」の職務分類に記載されている施工管理、工事監理、施工、企画、設計、積算の業務

<業務内容欄に記載されたもので内容が不明確な例>

- ・ 役職名 (例：代表取締役) のみを記載
- ・ 工事名称 (例：〇〇邸リフォーム工事) のみを記載
- ・ 所属部課名 (例：建築部、工事部) のみを記載
- ・ 業種 (例：リフォーム事業、内装工事業) のみを記載

3. 個人情報の取扱いについて

表面に記入した個人情報は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの個人情報保護方針に基づき、以下のとおり取り扱います。

1) 個人情報の利用目的

資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施団体で共同利用します。

2) 個人情報の第三者への提供

リフォームを行う消費者への情報提供を目的とした登録者名簿を作成し、都道府県、市町村等へ配布するとともに、当財団のホームページにて公開します。公開する情報は、次のとおりです。

- a. 勤務先の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、勤務先(会社)の名称・所属・住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- b. 自宅の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、自宅の住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- c. 公開を全く希望しない方は、当財団への登録はされますが、配布用の登録者名簿やホームページには掲載されません。なお、「公開を全く希望しない」を選択した場合でも、消費者等から貴殿が登録者かどうかの照会があった場合、増改築相談員であるか否かについては回答します。

3) 個人情報の開示請求等への対応

登録者本人から個人情報の開示、訂正、追加、削除等について申し出があった場合はこれに対応します。ただし、市町村合併等の行政による住所変更があった場合は、当財団にて登録情報を変更させていただくことがあります。

4. その他

- ・ 再登録の場合は、登録番号が新しくなります。

増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書(記入例)

公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター 御中(登録制度運営者)

御中(研修会実施者)

受付番号 No. _____

※裏面をよく読み、枠内に記入してください

平成 29 年 7 月 / 日

私は、増改築相談員の研修会を申し込むとともに登録を申請します。

申請の内容に真実と相違することが判明した場合及び相談等業務にあたり著しく不誠実な行為をした場合には、登録を抹消されても異存ありません。

申請者氏名(自署) 住宅太郎

「増改築相談員 研修会受講申請書 兼 登録申請書」にご記入いただいた個人情報は、資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施者で共同利用します。下記の個人情報に変更が生じた場合は、速やかに「増改築相談員 登録変更届」により申請してください。

申請区分 (○を付けてください。)	新規 更新・再登録		登録番号 (更新・再登録のみ記入)
研修会会場	〇〇〇 研修センター		研修会年月日 平成 29 年 7 月 15 日 ~ 7 月 16 日
名簿への 公開希望	裏面の「個人情報の取扱い」を確認し、登録者名簿への公開について、次のいずれかに○をつけてください。 a. 勤務先の公開を希望 b. 自宅の公開を希望 c. 公開を全く希望しない		
フリガナ	ジユウ タク タロウ	性別	男 ・ 女
氏名	住宅太郎	生年月日	大正 昭和 平成 43 年 5 月 6 日
勤務先名称 及所属機関名まで	(株) O X エ務店 (役職名を公開希望の方は役職名も記入してください)		
勤務先住所	〒XXXX-XXXX 〇〇県 〇〇市 △△町 1-2-3	TEL 012-XXX-6789 FAX 012-XXX-6788	
自宅住所 (携帯電話優先)	〒XXXX-XXXX 〇〇県 〇〇市 XX 町 4-5-6	TEL 090-XXXX-4567 FAX 012-XXX-3456	
e-mail アドレス (携帯電話可)	XXXX @ jutaku.com		
一分類表 (全つに○)	勤務先 分類	1. 大工 ② 工務店 3. 専門工事会社 4. 住宅会社 5. 建設会社 6. リフォーム專業 7. 住設機器メーカー 8. 設計事務所 9. その他()	
	職務分類	① 施工管理 2. 工事監理 3. 施工 4. 企画 5. 設計 6. 積算 7. その他()	
建築等に関する 資格 (保有資格に○)	1. 一級建築士 2. 二級建築士 3. 木造建築士 4. マンション管理士 ⑤ 建築施工管理技士 6. 建築設備士 7. マンションリフォームマネジャー 8. インテリアコーディネーター 9. インテリアプランナー 10. 福祉住環境コーディネーター 11. キッチンスペシャリスト 12. その他()		
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験があるこ とがわかるように記入) (新規の方のみ記入)	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)
	昭和・平成 63 年 4 月	(有) △△ 工務店 に入社	大工職に従事
	昭和(平成) 2 年 2 月	XX リフォーム(株) リフォーム部 に入社	戸建て住宅のリフォーム工事 の施工管理
	昭和(平成) 9 年 4 月	(株) O X エ務店 に入社	戸建て住宅の新築および リフォーム工事の施工管理
	昭和(平成) 29 年 7 月	現在に至る	
昭和・平成 年 月			

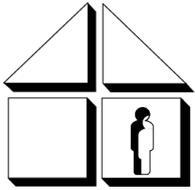
増改築相談員 新規研修会カリキュラム基準

科 目		研修時間 注1)		
1	一般知識編 1 総論・相談・工事の進め方	60	60分以上 9:15～10:15	休10
2	一般知識編 2 性能向上リフォーム等 住宅の基礎知識／耐震性向上リフォーム／高齢化対応住宅 リフォーム／省エネルギーリフォーム／シックハウス対策	105	100分以上 10:25～12:10	昼休50
3	一般知識編 2 住宅の点検と補修	40	40分以上 13:00～13:40	
4	一般知識編 2 設備のリフォーム	50	40分以上 13:40～14:30	休10
		255	4時間(240分)	70
5	最新情報編 最近のトピック	30	30分以上 14:40～15:10	
6	最新情報編 関連法規・制度等	45	45分以上 15:10～15:55	休15
7	最新情報編 関連融資・住宅の税金	30	30分以上 16:10～16:40	
8	最新情報編 トラブル事例とその対応	45	45分以上 16:40～17:25	休15
9	介護保険における住宅改修・実務解説	30	30分以上 17:40～18:10	
10	考 査	30	30分以上 18:10～18:40	
		210	3時間30(210分)	30
合 計		7時間30分以上		

注1) 各科目について、上記表に定める時間以上の研修を行ってください。

注2) 科目5～9は、更新研修会カリキュラムと同じです。

注3) 科目の順番は、1で始まり、10で終わるようにしてください。科目2～9の順番は、講師等の都合で変えていただいても結構です。



住宅のリフォーム
安心して相談できる

増改築相談員

有効期限：平成 年 月 日

氏 名

財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター

参考様式-7

